

**Q 1 浸透式調整池の基準が厳しいのではないか。**

- ・浸透式調整池は、自然流下による調整池に比べ、雨水調整の確実性が不明確な上、維持管理によりその機能に大きく差が生じる。
- ・地表面の浸透能力が高くても、掘削した調整池の底面部分は浸透能力が低いようなことも考えられる。
- ・維持管理不足による土砂や落葉等による浸透部分の目詰まりは、浸透の能力の低下につながり、維持管理を徹底しても経年による浸透能力の低下が懸念される。
- ・加えて、雨水の浸透促進は、周囲への予期せぬ影響を及ぼすおそれがある。
- ・このようなことから、原則は自然流下による調整池の設置とし、浸透式を設置する際には守るべき注意事項をまとめたものである。

**Q 2 現地浸透試験は、地表面の浸透試験で良いか。**

- ・浸透試験は、計画している調整池の底面部分の高さで実施すること。
- ・地表面と底面部分の地質が同じとは限らない。

**Q 3 県では、浸透式調整池からの汚染物質の地下水への拡散を懸念しているようだが、盛土に浸透した雨水も地下へ浸透しているのだから、浸透式調整池からの浸透のみを規制するのはおかしいのではないか。**

- ・県では、盛土等許可申請書に、盛土は30 cmの厚さ毎に転圧することを記載させ、施工中や完了時に転圧状況を確認している。
- ・適切に実施された盛土には雨水浸透は発生しにくい。
- ・一方、浸透式調整池は、盛土等の表面で生じる全ての雨水排水を浸透させようとするものであり、汚染が確認された場合には、浸透による影響は大きくなるものとする。

**Q 4 盛土等には、搬入前に汚染のないことを地歴や分析によって確認した土砂を使用すれば、浸透式調整池を通じた汚染の拡散は発生しないのではないか。**

- ・ 条例では、搬入前に汚染のおそれを確認した土砂であっても、施工中（6か月毎）、完了時には土壌の分析調査の実施を求めている。
- ・ これは、汚染は目に見えないため、混入する可能性があるためである。
- ・ 同様の理由により、浸透式調整池を設置する場合には、汚染に最大限の配慮を求めるものである。

**Q 5 浸透式調整池を検討する場合、申請前の汚染状況の調査として、地歴を使用できない理由は。**

- ・ 浸透式調整池を設置することで、今まで地表面を流下したり、蒸発していた雨水の全てが地下に浸透することになる。
- ・ 地歴では、自然由来の重金属等の把握はできないため、自然由来の重金属等が存在していた場合には、浸透式調整池の設置により地下への浸透量が大幅に増加し、汚染が拡散するおそれがある。
- ・ このため、自然由来の重金属等の状況も確認できる分析調査の実施を求めるものである。

**Q 6 計画地の周囲 500m以内の地下水の利用状況の確認はどのように行ったらよいか。**

- ・ 地下水の利用状況は、直接、近隣の住民からヒアリングをしたり、市町から情報を入手する方法があると考ええる。